

# 読みにくい規定：運賃料金認可処理方針（運賃適用地域）

・・・・・・・・・・原文（分かりにくい）・・・・・・・・・・

## 1 運賃適用地域

運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が定める地域（以下「運賃適用地域」という。）において普通車（普通車の車種区分がない地域においては地方運輸局長が定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）申請については、運賃適用地域ごとに行う。

・・・・・・・・・・改行してみると（少し分かりやすい!）・・・・・・・・・・

## 運賃改定

①

需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として地方運輸局長（② 沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。②）が定める地域

（③ 以下「運賃適用地域」という。③）

において

普通車（④ 普通車の車種区分がない地域においては地方運輸局長が定める区分による車種別④）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。

①)

申請については、運賃適用地域ごとに行う。

・・・・・・・・・・バラしてみると（もっと分かりやすい!!!）・・・・・・・・・・

運賃改定申請については、運賃適用地域ごとに行う。

（※1）

（※1）運賃改定とは：

運賃適用地域において普通車の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。

（※2）

（※3）

《×現在認可を受けている運賃》

（※2）運賃適用地域とは：

需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が定める地域《をいう。》

（※3）普通車の車種区分がない地域においては地方運輸局長が定める区分による車種別